

農薬取締法の一部を改正する法律の概要

背景

○ 農薬の安全性の向上

科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要

○ より効率的な農業への貢献

良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要

※ なお、農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化、の観点から見直すこととされている。

目指す姿

国民にとって、農薬の安全性の一層の向上
農家にとって、①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、③農産物の輸出促進
農薬メーカーにとって、日本発の農薬の海外展開の促進

法律の概要

1 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して**定期的（15年）に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価**を行う。また、農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。なお、現行の再登録は廃止する。

2 農薬の登録審査の見直し

(1) 農薬の安全性に関する審査の充実

- ① 農薬使用者に対する影響評価の充実
- ② **動植物に対する影響評価の充実（評価対象を水産動植物から陸域を含む生活環境動植物に拡大）**
- ③ 農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価の導入

(2) ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

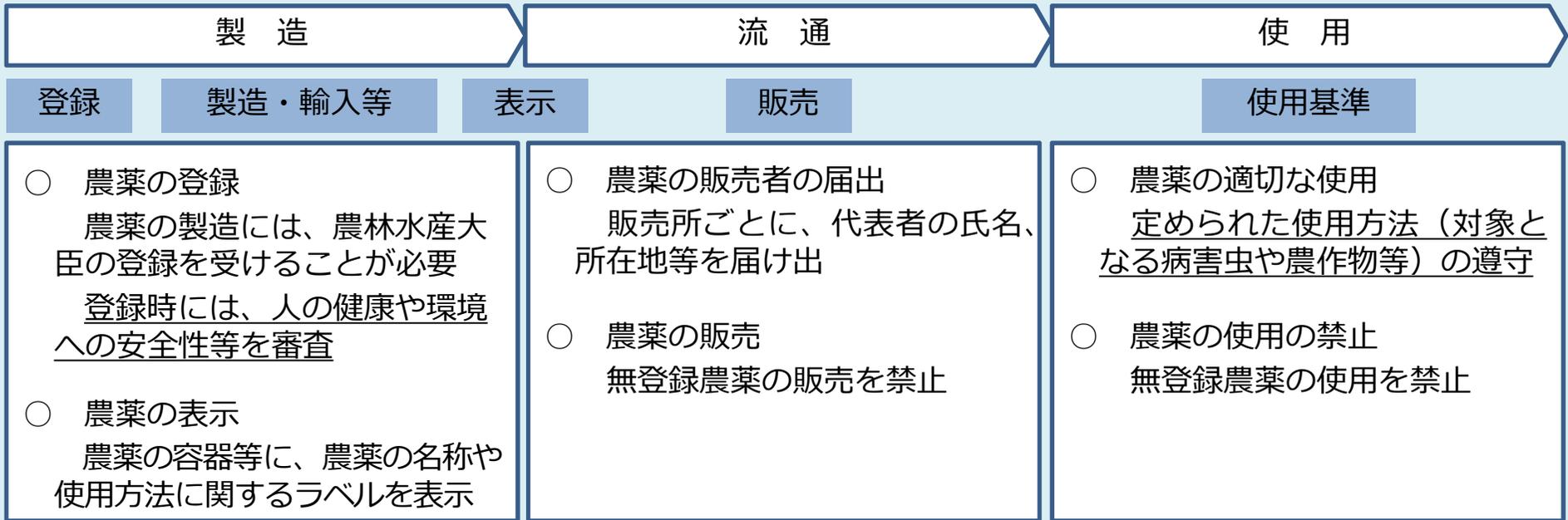
施行期日：平成30年12月1日

（農薬使用者及び動植物に対する影響評価の充実に係る改正については平成32年4月1日）

(参考) 農薬取締法の概要について

- 農薬取締法（昭和23年法律第82号／農林水産省・環境省共管）は、農薬の登録制度を設けることにより、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農薬として登録し、製造・販売・使用できるようにするほか、農薬使用者が遵守すべき使用基準等を規定。

農薬取締法



環境省の主な役割

- ◆ 登録時の審査に必要な農薬登録基準の設定（告示）
(水産動植物の被害防止、水質汚濁等)

- ◆ 農薬を使用する者が遵守すべき基準の設定（省令）
- ◆ 水質汚濁性農薬の指定（政令）
- ◆ 農薬の適正使用の指導

農薬登録申請時に必要な主な試験成績

- ① 雑草や病害虫等に対する効果、農作物の生育に対する害に関する試験
- ② 毒性に関する試験（人の健康に対する影響）
- ③ 農作物等への残留に関する試験
- ④ 土壌や水、水産動植物等の環境への影響に関する試験